

○非核平和都市宣言

平成21年2月19日

告示第8号

豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統文化に彩られたわがまち篠山。

愛すべきふるさとに生きるすべての市民の願いは、安心・安全・平和な暮らしです。

しかし、この願いに反し、世界の各地では、戦争や紛争で傷つき、命を失い、家族を奪われるなど、今なお戦禍は尽きません。

また、先の大戦においては、ここ篠山に設置された連隊からも多くの兵士が激戦の地に赴きました。

戦後、わが国は、全世界の国民が平和のうちに生存する権利と国民主権及び人権尊重を憲法に明記するとともに、戦争における唯一の被爆国として、地球規模の破壊を招く核兵器は持たず・作らず・持ち込ませずの「非核三原則」を国是としてきました。

丹波篠山市はここに、非核平和都市であることを宣言し、悲惨な戦争が繰り返されることのないよう、平和への不断の努力と施策の推進に努めます。

平成21年2月19日

丹波篠山市